



2022年3月3日

各 位

会 社 名 ナカバヤシ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 湯本 秀昭
(コード：7987 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員管理統括本部長 作田 一成
(TEL 06-6943-5555)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2019年10月8日に日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会の検査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会より、独占禁止法に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お取引先様ならびに関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後より一層、法令遵守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスに関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じることが等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 3億1,071万円

納付すべき期限 2022年10月4日

なお、当社は、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金額の30%の減額が認められております。

3. 今後の対応

当社は、このたびの排除措置命令および課徴金納付命令を厳粛かつ真摯に受け止め、これまで進めてきた再発防止への取り組みの一層の強化を図ってまいります。

上記の公正取引委員会による立ち入り検査後、社長自ら、全役員・従業員に対し、談合の根絶を宣言するとともに、トップダウンでコンプライアンスを徹底する意思を従業員に周知しております。また、独占禁止法をはじめとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進めており、コンプライアンス経営を徹底してまいります。

4. 業績に与える影響

当該課徴金が2022年3月期連結業績に与える影響につきましては、2021年11月5日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、2022年3月期第2四半期において3億10百万円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上済みであります。

以上